

## 介護福祉機器評価ラボ運営委託業務事業 公募要領

### 1 目的・趣旨

「介護福祉機器評価ラボ事業」（以下「ラボ事業」という。）は、「大分県医療ロボット・機器産業協議会」（以下「協議会」という）が企画・運営する、介護福祉施設等に委託して協議会会員企業が開発し、または開発中の機器について、施設の現場での試用等を行う事業である。ラボ事業を通じて、会員企業による機器開発や改良のきっかけを提供することを主な目的とする。

### 2 事業期間・事業内容

別添の「介護福祉機器評価ラボ運營業務委託仕様書」のとおり。

### 3 対象施設

以下の条件を満たす介護・福祉施設等を対象とします。

- (1) 大分県内に所在する介護老人福祉施設、介護医療院、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、障害者福祉施設等の介護・福祉施設等 であること。
- (2) 介護福祉機器等を用いて利用者の生活の維持・向上と介護業務の効率化・負担軽減を図る積極的な意向があること。
- (3) 過去に介護福祉機器の開発や改良に関与した経験があること。
- (4) 委託業務の遂行にあたり、専門性を有するとともに十分な業務体制が整っていること。
- (5) 協議会との情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡が取れる体制が整っていること。（インターネット接続環境があることを前提とする。）
- (6) 本事業を受託できる財政的健全性を有していること。
- (7) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないものであること。
- (8) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (9) 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。
- (10) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - ②暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ③暴力団員が役員となっている事業者
  - ④暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - ⑤暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

- ⑥暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- ⑦役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ⑧暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

#### 4 委託費用

仕様書記載の活動に対する委託費用

860,000 円

#### 5 応募に関する手続き

##### (1) 本募集要項及び様式の交付期間及び交付方法

###### ① 交付期間（公募期間）

令和5年6月5日（月）から令和5年7月4日（火）までとします。

###### ② 交付方法

協議会のホームページ (<http://medical-valley.jp>) からダウンロードしてください。

##### (2) 応募書類等の提出

###### ① 提出期間

令和5年6月5日（月）から令和5年7月4日（火）17時まで

###### ② 提出先

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

（大分県商工観光労働部新産業振興室次世代エネルギー・医療機器産業班内）

大分県医療ロボット・機器産業協議会事務局

###### ③ 提出資料

以下の書類を提出してください。サイズはA4サイズとします。

ア 介護福祉機器ラボ運営委託業務応募申請書（様式1）

イ 介護福祉機器ラボ運営委託業務応募申請書 別紙（様式2）

ウ 誓約書（様式3）

※ただし、以下のものについては誓約書を提出する必要はない。

国、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人、地方公共団体、地方独立行政法人、公立大学法人、地方公社（土地開発公社、住宅供給公社、道路公社）、県が出資している株式会社及び地方自治法第157条第1項に規定する公共的団体のうち明らかに排除対象でない者（農協、漁協、商工会議所、社会福祉法人協議会、特定非営利活動法人、公益法人等）

エ 直近期の決算資料

オ 事業者や施設の案内資料（パンフレットなど）

カ その他

※提案者が任意で作成した補足説明資料等で、必要に応じて提出してください。

④ 提出方法

直接持参または郵送もしくは電子メール。(提出期間内に必着)

(3) 辞退

企画提案競技参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届(様式4)」を提出してください。

## 6 審査及び結果通知

(1) 審査について

応募のあった事業について、事務局は上記5の提出書類に基づき必要に応じて外部有識者等からアドバイスを受けた上で審査を行い、実施事業者2者を決定します。

(2) 結果通知

審査結果については、応募者全てに書面で通知します。なお、審査結果に関する問い合わせ、異議申立ては受け付けません。

## 7 その他

(1) 失格事項

次の各号のいずれかに該当する者は、失格とします。

② 申込書等に虚偽の記載をした者

② 申込書等の提出期限の日において応募資格がなく申請書等を提出した者又は申請書等の提出期間の日から委託契約の前日までの間に、「3. 対象施設」に定める対象でなくなった者

③ 申請書等の作成、留意事項、提出方法及び提出期間に適合しない者

④ 申請書等を複数案提出した者

⑤ その他、協議会事務局が不適格と認めた者

(2) 事業実施に関する留意事項

①委託先に決定した者と、事業の運営、実施体制等について協議、調整したうえで委託契約を締結します。

②事業実施にあたっては、協議会事務局と協議のうえ進めるものとします。

(3) 費用負担に関する留意事項

①申請書等の作成及び提出にかかる費用等は、応募者の負担とします。

②提出された申請書等は返却しません。なお、申請書等は本選考以外には使用しません。

## 8 契約に関する事務を担当する団体の名称及び所在地

大分県医療ロボット・機器産業協議会

(大分県商工観光労働部新産業振興室次世代エネルギー・医療機器産業班内)

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話番号：097-506-3276

FAX 番号：097-506-1753

電子メール：jimukyoku@medical-valley.jp